

海員の為の疾病保険に関する条約

(第五十六号)

(未批准 仮釈)

國際労働機関の総会は、

國際労働事務局の理事会に依りジユネーヴに招集せられ、千九百三十六年十月六日其の第二十一回会議として会合し、

右會議の會議事項の第二項たる海員の為の疾病保険に関する提案の採択を決議し、且該提案は國際条約の形式に依るべきものなることを決定し、

千九百三十六年の疾病保険（海上）条約と称せらるべき左の条約を千九百三十六年十月二十四日採択す。

第一条

1 本條約の実施せらるる地域に於て登録せられ且海洋航行又は海上漁業に從事する軍艦以外の船舶に船長若は海員として又は其の他の資格に於て船舶勤務に使用せらるる一切の者は、強制疾痛保険制度に依り保険せらるべきものとす。

2 尤も國際労働機関の締盟国は、国内の法令又は規則に於て、左記に関し必要と認むる例外を設くることを得。

(a) 商業に從事せざる場合の公の権力の船舶に使用せらるる者

- (b) 給料又は収入が所定金額を超ゆるもの
金銭に依る報酬を受けざる者
(c) 締盟国の領域内に居住せざる者
(d) 所定の制限年令に達せず又は之を超ゆる者
(e) 使用者の家に属する者
(f) 水先人
(g) 水先人

第二条

1 疾病の為労働不能と為り且給料の支払を停止せられたる被保険者は、給付の支払はるべき最初の日以後少くとも最初の一週又は百八十日の労働不能期間に付、現金給付を受くる権利を有すべきものとす。

2 給付を受くる権利に付ては、資格期間の完了したこと及労働不能の当初より計算せらるべき数日の待期の完了したることを条件と為すことを得。

3 被保険者に支給せらるる現金給付は、強制疾病保険の一般制度存在するも船員に適用なき場合に、右一般制度に依り定めらるる所よりも一層低き率に於て之を定むる」となるべきものとす。

4 現金給付は、左の期間中之を支給せざることを得。

(a) 被保険者が船内又は外国に在る期間
(b) 被保険者が保険機関又は公の基金に依り扶養せらるる期間。但し右の場合に於て、被保険者が家族に対する責任を有するときは、現金給付は、一部分のみを支

(c) 被保険者が同一の疾病に付法令に依り権利として他の方面より補償を受くる期間。但し右の場合に於ては、給付は、右補償が疾病保険制度に依り支払はるべき給付と同額なるか又は之より少額なるかに依り其の全部又は一部を支給せざるものとす。

5 現金給付は、被保険者の故意の非行により生じたる疾病的場合に於ては、之を減額し又は拒絶することを得。

第三条

1 被保険者は、其の疾病的当初より且少くとも疾病給付支給の所定期間の終了するまで、無料を以て充分資格ある医師の治療並びに適當且充分たる薬剤及材料の支給を受くる権利を有すべきものとす。

2 尤も医療給付の費用中國内の法令又は規則に依り定めらるべき部分の支払は、之を被保険者に請求することを得。

3 医療給付は、被保険者が船内又は外国に在る間支給せざることを得。

4 事情が必要とする場合に於ては、保険機関は、罹病者の病院に於ける治療の為設備することを得べく、且右の場合に於ては、必要な医療及看護と共に充分なる生活維持を之に与ふべし。

第四条

1 被保険者が外国に在り且疾病の為給料

(従来全部払ひたると一部払ひたるとを問はず。) を受くる権利を喪失したるときは、右被保険者が外國に在らざりしとせば受くる権利を有すべかりし現金給付は、其の者が

が当該締盟国の領域に帰還するまで其の家族に対し全部又は一部支給せらるべきものとす。

2 国内の法令又は規則は、左の給付の支給を規定し又は許容することを得。

(a) 被保険者が家族に対する責任を有する場合に於ては第二条に定むる現金給付の附加的現金給付

(b) 被保険者の家に属する者にして右被保險者と同居し且其の扶養を受くるものの疾病の場合に於ては、現物救済又は現金救済

第五条

1 国内の法令又は規則は、被保険者たる婦人が締盟国の領域内に在る間母性給付を受くる権利を有する為の条件を規定すべし。

2 国内の法令又は規則は、被保険者の妻が締盟国に在る間母性給付を受くる権利を有する為の条件を規定することを得。

第六条

1 被保険者の死亡の場合には、国内の法令又は規則に依り定めらるる額の現金給付は、死亡者の家に属する者に支払はれ又は埋葬費の支弁に充てらるべきものとす。

2 死亡海員の遺族の為の年金制度が実施せられ居る場合に於ては、前項に定めらるる現金給付の支給は、強制的たらざるべきものとす。

第七条

保険給付を受くる権利は、最後の雇入契約の終了後一定期間中に発生する疾病に付ても存続すべく、右の期間は、国内の法令又は規則に依り逐次の雇入契約の間の通常の間隔を包含する様定めらるべきものとす。

第八条

1 被保険者及其の使用者は、疾病保険制度の財源を分担すべし。

2 国内の法令又は規則は、公の権力に依る財政上の負担に付定むることを得。

第九条

1 疾病保険は、公の権力の行政上及財政上の監督の下に在るべき自治機関に依り管理せらるべく且當利の目的を以て行はれざるものとす。

2 被保険者(法令又は規則に依り海員の為特に設けらるる保険機関に付ては、使用者もまた同じ。)は、国内の法令又は規則の定むる条件に依り、当該機関の管理に参加すべし。右法令又は規則は、他の関係者の参加に付ても規定することを得。

第十一条

本条約は、其の定むる所より有利たる条件を保障する法令、判決、慣習又は船舶所有者及海員間の協定に影響を及ぼさざるものとす。

第十二条

1 國際労働機関憲章第三十五条に掲げらるる地域に關しては、本条約を批准する右機関の各締盟国は、左記を示す宣言を該国の批准に附加すべきものとす。

(a) 右締盟国が変更を加へずして本条約の規定を適用することを約する地域
(b) 右締盟国が変更を加へて本条約の規定を適用することを約する地域及右変更の

すことを得。

第十三条

1 被保険者は、其の給付を受くる権利に関する紛争の場合に於て、出訴の権利を有すべきものとす。

第十四条

(c) 本条約を適用し得ざる地域及びその場合に於ては之を適用し得ざる理由
(d) 右締盟国が其の決定を留保する地域なる場合及期間は、国に於て直接に之を為

の一部と看做さるべき且批准の効力を有すべし。

3 何れの締盟国も、本条1(b)、(c)又は(d)に依り其の原宣言に於て為されたる留保の全部又は一部を爾後の宣言に依り取り消すことを得。

第十三条～第十九条（最終条項）

（略）

（第四十五号条約参照）

（出典 ILO条約・勧告集 第7版）